

平成30年度 第1回 長野県青少年問題協議会

日 時：平成30年6月14日（木）
9時30分から11時30分まで
場 所：本館特別会議室

1 開 会

○次世代サポート課 原課長補佐

それでは定刻になりましたので、ただいまから平成30年度第1回長野県青少年問題協議会を開会いたします。私は本協議会の事務局、県民文化部次世代サポート課青少年育成係長の原昌英でございます。本日の進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは開会に当たりまして、こども・若者担当部長の佐藤尚子よりごあいさつ申し上げます。

2 あいさつ

○佐藤こども・若者担当部長

おはようございます。長野県こども・若者担当部長の佐藤尚子でございます。委員の皆様方におかれましては、日ごろから県行政に対しましてご理解、ご協力をいただいておりますこと、心から感謝を申し上げますとともに、それぞれのお立場で長野県のこども・若者のためにご尽力いただいておりますことに対しまして、深く敬意と感謝を申し上げる次第でございます。また、今回この協議会の委員をお受けいただきまして、また本日は大変朝早くからお集まりいただきまして、重ね重ね御礼申し上げます。

本協議会でございますけれども、青少年の育成、保護、県のこども・若者施策全般を調査審議するため、条例に基づき設置されているものでございます。昨年度の協議会におきましては、今年4月から取り組んでおります県の新しいこども・若者支援総合計画の議論や、また子どもを性被害から守るための取組につきましてご審議いただいたところでございます。

本日でございますけれども、協議をお願いする事項が2点ございます。1点目は子どもの性被害の状況についてであります。本県は平成28年7月に長野県子どもを性被害から守るための条例を施行し、子どもの性被害防止に努めております。本日はその状況を報告させていただくとともに、子どもの性被害の防止等のための施策の推進、及び条例の運用の観点等からご意見をいただければと思っております。

2点目は子どもの貧困対策についてでございます。本県の子ども・若者の未来を結婚、妊娠、出産、幼少期から青年期に至るまで切れ目なく社会全体で支え応援するため、昨年度、本協議会でもご審議いただいた長野県子ども・若者支援総合計画が本年度からスター

トしたところでございます。

本計画の策定に当たりまして基礎データとするために、県内の子どもと子育て家庭を対象とした生活実態調査を昨年、実施いたしました。その中からさまざまな課題が見えてきたところでございます。本日はその状況を報告させていただくとともに、子どもの貧困対策として、県が取り組むべく施策や取組についてご意見をちょうだいできればと思っております。

それぞれの委員の皆様方から忌憚のないご意見をいただきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

3 自己紹介

○次世代サポート課 原課長補佐

本日の資料でございますけれども、お手元にお配りをしております資料一覧、1枚になります。そちらのほうをご確認ください。委員の皆様への事前郵送資料と、本日、机上配付させていただいている資料の2種類でございます。

ここで本日の協議会の定足数について申し上げます。本協議会の運営要綱により、協議会の開催には委員の過半数の出席が必要となっております。本日は委員15名中、出席者は12名であり、定足数であります過半数を満たしていることをご報告申し上げます。

また、本協議会でありますけれども、原則として公開で開催いたします。後日、議事録を県ホームページで公開させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次第にしたがいまして3番、委員の皆様からの自己紹介をお願いいたします。おそれいりますが名簿の順に、荒井委員様から、お一人1分以内程度でお願いをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○荒井委員

信州大学の教職支援センターの荒井です。所属先では地域連携部門の部門長を拝命しております。就学前教育から初等中等教育の各学校段階の教育機関と大学との連携の業務を行なっています。子どもに関しましては、学校における学習支援、公民館との連携、民間団体が主催する居場所づくり・無料子ども塾への学生派遣の窓口をしながら、子どもを取り巻く環境のネットワーク化を通じて、セーフティネットを構築するよう、微力ながらお手伝いをさせていただいております。

そのほか、18歳選挙権時代における主権者教育、18歳成人年齢時代における教育、探究的な学びに対する支援など、高校レベルでの連携も深めているというところであります。よろしくお願いいたします。

○栗田委員

松本市からまいりました、専門学校未来ビジネスカレッジクリエイティブデザイン学科の栗田と申します。よろしくお願いいたします。

普段は松本市の専門学校で、およそ高校卒業の学生から、二十歳で卒業を迎える2年間の専門学校になっておりまして、そういった学生と触れ合っております。また、長野県の

ネクストリーダー養成塾の組織で、委員として関わらせていただいております。よろしくお願いいたします。

○小山委員

県議会から選出をいただいております小山仁志と申します。委員会が県民文化・健康福祉委員会に所属をさせていただいております。新ながの・公明という会派に所属させていただいております。また、NPOのチャイルドライン佐久で、子どもの声を聞くNPOの活動、事務局にも携わらせていただいております。いろいろ学ばせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○齋藤委員

泰阜村からまいりました、NPO法人グリーンウッド自然体験教育センターの齋藤と申します。グリーンウッドでは自分たちで決めるという形の山村留学をやっております。今年33年目になっております。その教育活動を幼児から青少年に向けてさまざま活動しているNPOでございます。

一昨年度までは、次世代サポート課と一緒に通学合宿のリーダー養成であったりとか、やまほいくの指導者育成のお手伝いをさせていただきました。今回もよろしくお願いいたします。

○田中委員

佐久平総合技術高等学校校長の田中と申します。本年度、県高等学校長会の生徒指導部門の担当をしております。こちらの委員として参加させていただきます。よろしくお願いいたします。

○西山委員

清泉女学院短期大学の西山と申します。学内では副学長と幼児教育科の学科長を務めております。

この協議会の委員としては、昨年度に引き続きということで仰せついております。また、ほかに長野県将来世代応援県民会議のほうにも参加させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

○宮澤委員

宮澤と申します。諏訪にありますNPO法人、諏訪子ども文化ステーションの専務理事ということで、県の事業としましては、チャイルドライン事業の事務局をさせていただいております。それから、長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例づくりのときに、3年間副運営委員になりまして、子どもたちの総合的な条例をつくる仕事にも携わりました。それから、今、プラットフォーム事業ということで、諏訪のほうの諏訪地域の事務局をさせていただいております。よろしくお願いいたします。

○望月委員

特定非営利活動法人Gland・Riche、理事長の望月美輪と申します。よろしくお願ひいたします。安曇野市明科からまいりました。

普段は障がい手帳をお持ちの方の就労継続支援ということもしながら、主にほかには不登校の小学生くらいのお子さんから50代くらいの方までの引きこもり支援ということで、アウトリーチですとか居場所づくりということをさせていただいています。

ほかには、地元明科高校の評議員などもさせていただいてまして、現在、現状の高校生のお悩みですとか、不登校の学生さんがその後どうやって生きていくのか、というようなところに一緒に考えるという機会をいただいております。ほかに安曇野市とその近隣の市町村と一緒に、引きこもりの当事者の方の親の会というもの、いろいろなさまざまな講座を開催するということと一緒にさせていただいております。よろしくお願ひいたします。

○矢澤委員

矢澤智都枝と申します。上田市教育委員会城南公民館で社会教育指導員をしております。普段は乳幼児から高齢者までの社会教育の活動の企画運営、指導に携わっておりますが、専門が情報モラル教育でして、インターネットのキャラバン隊の講師として、小・中、高等学校、養護学校へ授業に伺ったり、あと地域の方、PTAの方に研修などをさせていただいております。

今日は性被害というところで、現場で啓発活動をしている一人として一緒に考えさせていただきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○山崎委員

長野県弁護士会の弁護士の山崎と申します。弁護士会の内部では子どもの権利委員会と法教育委員会に所属して、子どもや青少年に関わる問題に携わっております。よろしくお願ひいたします。

○山本委員

県の臨床心理士会からまいりました山本京子と申します。今、県の臨床心理士会には会員が300人ほどおりまして、医療、保健、教育、福祉、子育て、そのほか司法ですとか、幅広い範囲で会員が活動させてもらっています。そういう中で、本当に赤ちゃんから始まって思春期、あるいは障害を負った方、いろいろ子育てで悩んでいらっしゃる方、高齢者など、幅広いご意見を臨床心理士会としてはうかがう機会が多くて、いろいろな立場から相談事業ですとか、あるいは研修、そういったことで協力させてもらっています。

あと、私、個人的には、今、長野大学の社会福祉学部でカウンセリングの講座を持って、これからの福祉の分野で活躍したいと思うような学生さんたちと一緒にいろいろ学ばせてもらっています。よろしくお願ひいたします。

○木村委員

繋inc.の木村かほりと申します。茅野市を中心に子育て中のお母さんたちの活動をしているんですが、ほかには不登校を考える県民の会ということで、長野県内の不登校を考え

ている各団体を取りまとめて、年に1回活動をしています。あとは諏訪地域の子ども応援プラットフォームの運営委員としても参加しています。

子どもや親たちのことを現場で見ている者として参加させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○次世代サポート課 原課長補佐

ありがとうございました。なお、本日は伊藤かおる委員、林理恵委員、藤原正賢委員の三名につきましては欠席の連絡をいただいております。

4 会長選出

○次世代サポート課 原課長補佐

次に委員改選後、初の協議会となりますので、会長の選出をお願いしたいと思います。本協議会の運営要綱によりまして、会長は委員の互選によりとなっております。会長の選出について、委員の皆様どのようにいたしましょうか。では、宮澤委員お願いします。

○宮澤委員

僭越ですが、昨年度まで協議会の会長を務められていらっしゃいました西山委員さんが適任かと思っておりますので、引き続きお願いしたいなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○次世代サポート課 原課長補佐

ただいま宮澤委員より西山委員が適任であるのご発言がございましたが、委員の皆様、よろしいでしょうか。

(拍手)

ありがとうございます。それでは西山委員を会長と選出をさせていただきます。西山委員におかれましては、会長席へ移動いただきまして、以降の進行をお願いしたいと思います。

○西山会長

ただいま会長を仰せつかりました西山薫と申します。どうぞよろしくお願いいたします。円滑な議事に努めたいと思いますので、皆様の積極的なご発言、またご協力をいただければと思っております。

まず、私、会長が不在となる場合の職務代理についてであります。私から指名をさせていただきます。

会長の職務代理を信州大学の荒井委員にお願いしたいと思いますけれども、荒井委員、いかがでしょうか。

○荒井委員

よろしく願いいたします。

○西山会長

ありがとうございました。それでは荒井委員に職務代理をお願いすることといたします。

5 議 事

(1) 子どもの性被害の状況について

○西山会長

それでは、お手元の議題に移りたいと思います。最初に議題の1番目であります子どもの性被害の状況につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

○高橋次世代サポート課長

次世代サポート課長を務めております高橋功と申します。子どもの性被害の状況につきまして、私のほうから説明させていただきます。資料1をご覧ください。

長野県子どもを性被害から守るための条例が平成28年7月7日に施行され、約2年になろうとしています。本県の場合ですと、47都道府県のうち、唯一、青少年保護育成条例を持たない県ということで、そういった状況の中、子どもの性被害の件数が増えているということの現実を受けて、ではそのためにどうしたらいいかということで平成25年から議論をスタートし、3年余りの議論の末、平成28年7月にこの条例が制定されたという経過がございます。

これまで、長野県の場合、青少年の健全育成、あるいは非行防止といった活動は、1の制定の背景でございますけれども、住民運動あるいは事業者の自主規制で行うということで、非常に県民運動を大切にしてきたという伝統がございます。ですから現在も、例えば有害図書指定のような仕組みはございませんし、有害図書を設置、売っている自動販売機の規制も住民運動で少なくしていこうという取り組みを進めております。そういった中でつくられた条例ということをご理解をいただきたいと思います。

条例につきましては3ページ以下に全ての全文がございます。目的としましては、子どもたちを性被害から守るために県あるいは保護者、学校の責務を明らかにするとともに、施策の充実を予防の観点ですとか、被害者支援の観点から規定したものでございます。またあわせて、規制項目といたしまして基本的な考え方を2ページに書いてありますけれども、規定した上で、威迫等による性行為等の禁止というものと、午後11時から翌朝4時までという時間帯の深夜外出の制限を規制しているという形になっています。

このように、子どもを性被害から守るというところに特化した条例ということで、他県の青少年保護育成条例ですと、規制項目だけが規定されている例が多いんですけれども、長野県の条例の特色としては、(3)の責務ですとか、基本的な政策といったところに力を置いた条例となっています。

資料、7ページまで進んでいただきたいと思います。本条例と本審議会の関係等の部分

になりますけれども、条例を制定しておしまいということではなく、こういった性被害から守るための条例がきちんと運用されているかどうかと、それはそれぞれの責務の実行ですとか施策の実行といった部分も含めて、きちんと県民の皆様に明らかにし共有していくということが必要であろうということで、子どもの性被害の状況を、1番にありますように、年に1回公表していくということにさせていただいております。

それとあわせて2にありますように、2つの機関で検証をしましょうということで、先ほど宮澤委員から「長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例」ということで、一般的に子ども支援条例と子どもは呼んでおりますけれども、そちらに子どもの人権擁護の観点で議論を行う機関として子ども支援委員会を設置する規定がございます。そちらに子どもの性被害に関するできる限りの情報提供をし、子どもの人権がきちんと、性被害に遭った子どもがその後、人権が守られているか、あるいはケアがきちんと行われているかといった観点での議論を行っていただいております。

また当協議会、こちらは公開で審議が行われておりますので、個別のプライバシーに関する事案は報告できませんけれども、性被害の状況の全体的な数字ですとか、施策がこのように行われているといった部分を報告させていただき、さらにご意見をいただくという位置づけで開催しております。

そういった位置づけのもと、昨年の平成29年6月5日の青少年問題協議会で最初の報告をさせていただきましたけれども、それに次ぐ、第2回目の報告ということで、8ページ以降の資料になってございます。

まず、長野県内の子どもの性犯罪被害の状況でございます。これは先ほど説明いたしました県の条例の規制項目だけではなく、刑法で規定されている強制性交等罪、これは従前ですと強姦罪と呼ばれていた罪状ですとか、強制わいせつ罪でその被害者が18歳未満の子どもの被害者の数、あるいは児童買春ポルノ禁止法という法律等での被害人数、被害件数を累計したものでございます。

グラフを見ていただきますとそれぞれ増減を繰り返しており、表の合計の欄を見ていただきますと、ここ数年、70件前後で上下しております。条例を制定してさまざまな取組をしているところでございますけれども、性被害の状況に大きな変化は出ていないというところかと思えます。

ここで、8ページの一番下の枠で囲ったグラフを見ていただきたいのですが、全国的に性被害に遭うきっかけとして、SNSに起因する事犯というものが非常に増えています。全国値として平成25年の1,293件が平成29年は1,813件になっていますけれども、長野県の場合、平成25年の数字は非常に小さいですけれども、平成26年の35件から平成29年は22件ということで、この部分だけを見ますと減少傾向ということで、全国とはちょっと違った傾向が見てとれるかと思えます。

また、今、児童ポルノの関係で自撮り被害というものが新聞紙上をにぎわしております。自撮り被害につきましても全国は増加傾向に対しまして、長野県は2年分しかデータがないんですけれども、減少を示したといったところがございます。

こういった事案のうち、主な摘発事案ということで、県警の少年課が毎年発行している少年非行の概況から報告されたものを、その8ページのグラフの上に記載させていただいたところであります。

続きまして、9ページでございます。先ほど説明しました、子どもを性被害から守るための条例の罰則規定の適用状況ということであります。表が2段になっていてわかりづらいかと思いますけれども、昨年の6月の協議会におきましてはこの表の一部、平成28年11月から平成29年3月、威迫等による性行為等はゼロ件、深夜外出2件、威迫等に該当しない性行為等4件という形で報告をさせていただきました。

それ以降、条例の第17条第1項の威迫等による性行為等の違反事案、及び条例18条第2項の深夜外出制限の違反事案につきましては、県警から私ども県へは報告はございません。

また、威迫等に該当しない性行為等、いわゆる第2類型と書いてあります。これはもっぱら自らの性欲を満たすために性行為を行ったものということで、他県においてはこれについても条例で規制されておりますけれども、長野県の場合は犯罪としての構成要件が明確でないということで、規制の対象になってございません。そういったものについても県警から県へ報告はいただくということになっておりますけれども、それに関するご報告もゼロ件という状況でございます。

ですから、この表の左半分側という平成29年度は全てゼロ件という表にさせていただいたところでございます。

なお、この表のまとめ方ですが、事件の発生時点で集計したのですが、この方法で集計をしていきますと、例えば事件が発生して1年以上たってから摘発されるといったケースも当然、今後あり得るということで、毎年毎年、過去の数字が変わっていつてしまう可能性が出てまいります。よって、今回からこの表の右側の形で整理をさせていただければということで、同じ6件なんですけれども、ちょっと整理の仕方を変えております。

右側の表につきましては、県警から私ども県に報告があった時点をもって集計するということで、報告時点をもちますと、平成28年度中は2件、平成29年度中は合計4件という形になっているところでございます。今後はこの右半分の形で公表させていただきたいと思っております。

この合計6件につきましては、先ほどご説明しました子ども支援委員会においてその事案の概要をご説明し、取り得る対応等につきましてご議論いただいているというところであります。

参考のために、その下に全国の青少年保護育成条例の摘発事案、これ最新が平成28年のデータになってしまうんですけれども、掲載させていただいております。長野県はそれぞれ、みだらな性行為等で1件、深夜外出制限等で1件ありますけれども、長野県の条例は平成28年の7月に施行し、罰則規定は11月1日から施行されておりますが、この2件につきましては、長野県の条例ではなく他県の条例で長野県警が摘発したといったものになっております。

3点目といたしまして、この性被害防止条例の制定と同時期の平成28年7月27日に長野県性暴力被害者支援センター、通称「りんどうハートながの」の運営を開始し、こちらにつきましては子どもの性被害だけではなく、性被害を受けた全ての人に対する相談を受けつけております。その中で、平成29年度中の相談の一覧を抜粋したものでありますけれども、これにつきましては、また別の資料で担当課から説明させていただきたいと思っております。

あともう1点、児童相談所の状況ということで、児童虐待の関係で性的虐待といったものも毎年報告されるんですけれども、6月中旬以降の公表予定ということになっておりま

すので、次回の青少年問題協議会で報告をしたいと思っております。昨年1年間の性被害の状況につきましては以上であります。

引き続き、りんどうハートながのの状況につきまして、人権・男女共同参画課の山田課長から説明させていただきます。

○山田人権・男女共同参画課長

人権・男女共同参画課長の山田と申します。性暴力被害者支援センター、通称りんどうハートながのの相談件数でございます。

資料でございますが、本日追加で、机上に配付をさせていただきました資料と、事前に郵送で配付させていただきました資料2と、りんどうハートながののチラシをお送りしてございます。チラシにつきましては広報に活用しているものでございますので、またごらんをいただければと思います。

相談件数についてご説明をさせていただく前に、りんどうハートながのの概要について、本日、机上配付をさせていただいた資料でご説明をさせていただきたいと思っております。

目的でございますが、性暴力の被害者の方に対して、被害直後から総合的な支援をワンストップで提供することにより、被害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図るとともに被害の潜在化を防止するというところで、平成28年7月27日に開設をいたしました。

業務内容でございますが、相談を躊躇してしまって被害が潜在化しやすい性暴力の被害に向き合うために、被害に遭われた方が相談してみようと思ったそのタイミングを逃すことがないように、24時間365日の体制で相談の受付を行っております。また、電話相談を受けまして、相談者の状況ですとか意思をよくお聞きしながら面接での相談や支援のコーディネート、支援先への同行支援といったことを必要に応じて行っております。

具体的な支援の内容でございますが、産婦人科の医療、カウンセリング等の心理的な支援、弁護士による法律相談等を行っております。

(3)の体制でございますが、支援を担当いたしますスタッフの体制といたしましては、チーフコーディネーターが1名、センターで電話を受けつける相談員が2名、面談や支援先への付き添いを担当する現地支援員が県下各地域に17名でございます。これらのスタッフはいずれも保健師や看護師、社会福祉士など、関係の資格や経験を有する方で、開設前に専門の研修を受講しております。

3のセンターの特徴でございますが、1つ目といたしまして、安心して相談できる環境の整備ということで、電話や面接相談には、先ほど申しましたように専門の研修を受けた女性の支援員が対応をさせていただいております。また、右側の被害者へのきめ細かな配慮といたしまして、警察への届け出の有無にかかわらず、支援を行っております。

また、産婦人科医療の受診の際には、ほかの患者さんと一緒にならないようにするなど配慮を行ったり、被害者の方の負担の軽減のために、医療費など支援にかかる費用の一部を公費で負担するといったような対応をさせていただいております。

それでは相談件数についてご説明させていただきたいと思っております。資料2をお願いいたします。

1の新規相談の受付件数でございますが、平成29年度の新規相談の受付件数は72件となっております。また、この72件のほかに、表の下の米印にございますように、平成28年度

に受けつけました事案のうち、29年度に継続して対応した案件が10件となっております。2以降につきましては、この72件を類型別に記載をしたものでございます。

2の被害者・相談受付対応の状況でございますが、被害者は90%以上が女性でございまして、本人からの相談が約7割で最も多くなってございますが、この傾向は昨年度と同様でございまして。

相談時間帯でございますが、平日の日中が約4割、夜間と休日の日中が6割となっております。開設初年度につきましては割合が逆になってございまして、24時間365日ということに改めて必要性があるのかなと考えているところでございます。

3の加害者等の状況でございますが、面識のある者からの被害が87.5%を占めてございまして、学校、職場以外の知人や親族、近隣の割合が多くなってございます。

2ページをお願いいたします。4の支援の内容でございます。相談を受けつけました72件のうち19件が面談などの直接支援に移行しております。内容につきましては面談や他機関との連携、産婦人科の医療につないだ例もございまして。また、28年度から29年度に継続して対応しました10件の事案のうち、直接支援に移行したものが3件ございました。

5の相談内容別件数ですが、強姦性交等が33.3%、強制わいせつが31.9%と割合・件数ともに増加をしております。また親、その他看護者等からの性暴力である性的虐待や配偶者等からのDV、性暴力が約10%、セクハラなどのその他が25%となっております。このうち、被害時の年齢が18歳未満の案件が51.4%と、昨年度より件数、割合ともに増加をしております。

3ページをお願いいたします。年代別の相談件数でございますが、相談者の年代は20歳未満が43.1%と最も多くなってございまして、次に20代、30代と、年代が上がるにつれて、相談件数が少なくなっているという状況でございます。

私からの説明は以上でございます。

○高橋次世代サポート課長

続きまして、子ども支援委員会での議論の状況ですとか、県が行っている施策の状況につきまして、当課の原から説明いたします。

○次世代サポート課 原課長補佐

私から、これまでの子ども支援委員会、及び青少年問題協議会における事案の検証状況についてご説明申し上げます。

資料1、10ページでございますけれども、こちらのほうには昨年度開催いたしました、県の子ども支援委員会における事案の検証状況についてまとめさせていただいております。

まず検証の視点でございますが、先ほど課長の高橋からご説明申し上げましたけれども、子どもへの人権侵害や被害児童へのケアの充実の観点から、個別事案を非公開で検証するものでございます。

検証の案件でございますけれども、平成29年3月から11月までに開催されました計5回の子ども支援委員会におきまして、6件の案件について検証を行っております。

この6件は、先程高橋課長から説明させていただいた資料1の9ページの一番上の表でございますけれども、そちらのほうに記載させていただいております深夜外出2件、威

迫等に該当しない性行為等の4件、合計6件と同一の案件でございます。

この6件の内訳といたしましては、行為者、これは大人ですが、県内が4人、県外が2人となっており、被害者、これは子どもでございますけれども男子1人、女子5名となっています。子どもの年齢別に申し上げますと、13歳から15歳未満が3人、15歳から18歳未満が3人となっております。

行為者と知り合ったきっかけでございますけれども、6件全てがインターネットを介して知り合ったという状況となっております。

次に主な委員意見でございます。合計5回の子ども支援委員会におきまして、委員の方々からさまざまなご意見をちょうだいいたしました。それを課題別に整理をさせていただいております。

主なものだけ紹介いたしますけれども、委員会での議論の中で特に多かったのは、まず性教育を充実させるべきだという意見であったと思います。性教育は学校で行っているんですけれども、今の学校の性教育よりも、より充実させた取組が必要になるのではないかというようなことが意見として多く寄せられております。

また、子どもの居場所をもっとつくっていくというようなこと、あるいは学校で対応ができない不登校や引きこもりの子どもに対してのきめ細かな支援だとか、困っている保護者に対する就労支援などが大事であるというような御意見や、あるいは、相談体制の充実でありますけれども、被害時点でカウンセリングやケアを必要としなくても、将来、必要となる場合もあるので、そういった場合に対応が必要になってくるというご意見がございました。

また、大人の責任として大人が子どもを性被害から守ること、子どもの人権を守るという視点で取り組んでいくことが重要であるというようなご意見もございました。

続きまして、資料12ページでございます。こちらは昨年度開催いたしました、本協議会における事案の検証状況でございます。昨年度、本協議会は3回開催しております。その3回の審議会においては、今ご説明申し上げました子ども支援委員会における審議の状況もあわせて報告させていただき、検証をお願いしているところでございます。

視点といたしましては、子どもの性被害のデータをもとにいたしまして条例の運用だとか、性被害防止のための施策の充実の観点から検証をお願いしております。

委員意見につきましては、主なものを2にまとめさせていただいております。家庭内における孤立や自己肯定感の欠如が背景にあると思うというご意見。あるいはインターネット、スマートフォンの利用について、低年齢から正しい使い方の普及啓発を図っていくべきであるとか、性教育を家庭でどう教えたらいいかという疑問を持たれるお母さんが非常に多く、保護者への教育が必要であるというようなご意見、また、ネットリテラシーだとか、そういったものにつきましてはどう教えるか、どう学ぶかという、学び方が重要であり、アクティブラーニング的な学習の仕方が必要ではないかというご意見をいただいております。

続きまして、資料の13ページでございます。こちらは平成29年度第3回、今年3月に開催した本協議会へ提出した資料でございます。

今、ご説明申し上げました子ども支援委員会及び青少年問題協議会でのご意見を踏まえ、表の左半分に委員からの主なご意見を載せさせていただき、それに対する施策の充実とい

う観点から、右半分に主な取組を記載させていただいております。時間の関係がございましたので、以下、説明は省略をさせていただきます。以上でございます。

○西山会長

ありがとうございました。この協議会はこの条例を受けて個別の事案について検証するというのではなくて、施策全体に対して提言をしていくといったことがメインになるかと思えます。今、ご説明いただきました、昨年度のさまざまな議論の中で、平成30年度に拡充等されている施策などについて、委員の皆様からいろいろなご意見、ご質問をいただければと思います。

なお、本日の協議会の議事録を作成する都合上、委員の皆様には、発言される前にお名前を言っていただきますようお願いいたします。いかがでしょうか。

○木村委員

すみません、木村かほりと申します。質問ですけれども、りんどうハートながのの広報、チラシ等ですけれども、私は昨年、地域の男女参画の大会で見ることができました。学校等に配布されているのかとか、あと保育園とか、どういったところに配布されていますでしょうか。

○山田人権・男女共同参画長

りんどうハートの広報につきましては、今日お配りしたチラシのほかに、もうちょっと小さく折りたためるリーフレットと、それから広報カードという、名刺大の広報カードと3種類ご用意しており、市町村、学校、産婦人科の医院等に配布をしております。小さい広報カードが特に若い世代をターゲットとしてということで、ボーリング場、映画館、ゲームセンター、カラオケボックス、インターネットカフェ、パチンコ店などにもさせていただいていますし、それから薬局にも昨年度は広報カードを配布をさせていただいております。

○木村委員

学校には生徒に配布もしているんですか。

○山田人権・男女共同参画長

学校には配布はさせていただいておりますが、どこまで届いているかというのは、申しわけございません。

○木村委員

そうですか。これはまだできたばかりですけれども、学校内でのそういった事案も実はこれできる前から知っていますが、やはり相談できる場所がないということがありましたので、保育園とか学校とか、各家庭に届くような取り組みをしていただきたいなと思います。

○西山会長

ありがとうございました。そのほかいかがでしょうか。

○矢澤委員

矢澤と申します。よろしくお願ひいたします。

いろいろな学校に啓発活動に入っているんですけども、年に1回だけ、人権週間だからお呼びしましたという学校が結構多いです。私が現場に入らせていただいている感覚としましては、1回では少ないかなと感じがします。子どもたちが自分の問題として捉える。自分で自立的に考えるという視点では、1回、よそから来た先生が話したことを聞くだけでは自分の問題として捉えにくいのかなと思います。

子どもたちは日々成長していますので、例えば私が7月に行ってお話をしたときにスマートフォンを持っていなかった子どもたちは、何か自分のことじゃないみたいというふうに話を聞いています。夏休みにスマートフォンを持って、そして秋、冬を迎えるときに、もしもう一度、話す機会があれば自分のこととして捉えられるのかなと。でも、外部講師を何回も学校に招くというのは、日程の調整もありますし、交通費の費用弁償とかいろいろな予算の問題もあります。やっぱり一番は学校の現場の先生方が、情報モラルの教育を自分たちでできる支援が必要かなと思います。

そして県のほうでは、事例の入ったものと指導案が入ったDVDなどを学校に配っていらっしゃるんですけども、そのフィードバックをどのようにされているのかなと思います。やってくださいという配りっぱなしではなくて、実際、やってみてどうだったか、これはうまくいった、これはうまくいかなかった。うまくいったところはこんな事例がありますよというのを、面倒でも頻繁にフィードバックし、刺激を与えていけばどうかと思います。

先ほど学び方というのがありました。受け身ではなくてアクティブということで、私も依頼がありましたときは、時間が許せば、その講演の中でディスカッションの時間もとらせていただきます。しかし、例えば全学年一斉で体育館で500～600人を集めてディスカッションをしろといわれても、もうちょっと無理なんですよね。やっぱりそれは学級、学年で、先生方が生徒さんの顔を見ながらやればいいのかと思います。

心の支援課では高校生、ICTカンファレンスということで高校生のカンファレンス形式を進めていらっしゃるんですけども、ぜひ中学生にもそういう、子どもたちが話し合っただけで情報モラルを学んでいくという場をつくれるように、アプローチできればいいかなと思います。

実際、中学校は今、スマートフォンの所有率が5割程度になってきまして大変心配な部分があります。高校生ですと学校に持ってきていますので、先生たちも直接指導ができるんですけども、中学生は学校にスマートフォンを持っていかず、家に置いてあります。家で使っているときにトラブルは起きます。でも学校に相談します。そういうところで時間のロスもありますし、本当のところはわかりにくいところで、中学校の指導は難しいんですけども、これからとても大事なかなと思います。

中学生の指導、または保護者への啓発ということで、リーフレットをわかりやすいもの

を使って、相談して決めたことを書き込むようなちょっと大きなものを用意されてはどうかと思います。県でもネットキャラバン隊のリーフレットはあるんですけども、また、PTAのP連の方とメッセージ、共同メッセージということで冬にメッセージもつくっていただいて、PTAの方が配っていただいていると思います。保護者の方は一度はごらんになったこともあるかと思うんですが、これもとてもいいものなんですけれども、学校にメールでデータをお送りして、学校が印刷をして学校の保護者さんに配るという形になっていますので、予算の節約にはなるんですけども、こういうピラピラしたものだと、ほかのお便りと一緒にどこかに紛れてしまう。やっぱり大事に読んでもらいたいなというときは、印刷をしてきちんとしたもの、せっかくいい内容ですので、これをリーフレット代わりにするとか、そういうこともこれからできるのではないかと思います。

あと一つだけ質問をお願いします。今年、新しく事業に加わりました教員に対する研修の充実というのがありまして、県内4カ所で6月に、6月上旬とあります。この資料1の14ページ目にあるんですけど、それについてどんなふうに進められているのか教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○西山会長

では、最後の質問の部分だけお願いいたします。

○心の支援課 内川指導主事

心の支援課指導主事の内川源弘と申します。本日、小松課長が所用のため、代理で出席しています。

矢澤委員からのご質問の件ですが、学校において教員一人一人が目の前の児童生徒と向き合うことが必要なのではないかという動きの中から、この新事業を計画しました。

先週6月4日月曜日には東信地区、北信地区で、翌5日火曜日には中信地区、南信地区で、県内すべての中学校、高校、特別支援学校に各校一名の出席を呼びかけて実施しました。新事業ということで完全に悉皆というわけにはいきませんでした。95%以上の学校の先生が集まって研修を行いました。全体の約7割から8割ぐらいが生徒指導系の先生、そのほかは養護教諭や情報関係の先生など、校務分掌は多種多様でした。また、教頭・副校長・学年主任というような立場の先生もいました。

内容的には、情報モラル教育の観点で兵庫県立大学の竹内和雄先生から講義をいただき、県の教育委員である矢島宏美様には人権教育の観点で、講義に加えて演習もしていただきました。また、フィルタリングの設定について総務省のeネットキャラバン事業を活用して派遣講師から講義をしていただきました。

参加者の感想はさまざまですが、内容的には非常によかったというものが大半でした。ただ、研修内容がどのように学校現場に還元され児童生徒に普及していくのかという点を、今後研究したいと思います。以上です。

○西山会長

ありがとうございます。お仕事の関係で退出される時間が迫っておりますので、先に山崎委員さんからご意見をいただきたいと思います。

○山崎委員

すみません。長野県弁護士会では子どもの権利委員会を主体として今年も、例年どおり、子どもの日の付近でシンポジウムをやっておりまして、そこでも子どもが何でも話せる相談機関、第三者的な機関をつくろうということをテーマにやっておりましたことでもありますので、そういったところがまた今後できていけば非常にいいかなと思います。今回ご紹介いただきました、りんどうハートながのさんとかも、いつでも受け入れていて気軽に相談できるような形のシステムがあるのかなと思いますので、広報をしっかりとやっていただければと思います。また、弁護士会とも協働できる場所があると思いますので、また今後、ご協力できればと考えております。

○西山会長

ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。

○望月委員

望月です。資料の1の9ページで、報告事案の中に発生から1年以上経過しているものも含まれているということで書かれております。

私、引きこもり支援をしまして、20代、30代の引きこもりをされている方の理由は、性にかかわる被害ですとか、幼い頃や子どもの頃にいじめに遭って、それが原因で引きこもりに至っている方という方が結構、件数的には多いです。

昨年の事案の中にも出ていたかなと、今、思うんです。11ページの相談体制の充実というところにも書いてあったかと思いますが、大人になってから、いつか将来、困ったときに相談したくなったときにはどうしていったらいいのかなというところも、重点的に考えていく必要があるのかなと思いました。

もう1点、条例第18条の深夜外出制限ですが、今、共働きのお宅ですとかいろいろな方が多くなっていて、ファミレスとかお酒が出るような飲食店にお子さんが、夕飯も兼ねて結構遅い時間に行っているというか、そういう場をよく見かけます。

こういったところで、後から相談を受けますと、例えばお手洗いに子どもさんが一人で行ったときに、男女一緒のお手洗いなどがありまして、飲酒をしている大人の男性からちょっと声をかけられたり、軽くボディタッチなどをされたりというようなことで、そういったことを、その場で楽しく家族が和気あいあいとごはんを食べているところで訴えられない、そのままになってしまったというのがずっと残っているという20代の方などもいらっしゃいます。

夜間の外出について、ご両親やご家族への啓発もありますが、飲食店業界ですとかそういったところにも、例えば、りんどうハートながのさんですとか、何かポスターやチラシがお手洗いのそばに張ってあるとかするだけでも、加害者側の大人の抑制にもなるかもしれないですし、子どもさんもパッと見て、ここに電話すればいいのかなというふうな思うことにもなるかもしれないので、そういった一般の飲食店への協力を求めて行くということも大事ではないかなと思いました。

○西山会長

最後のところの、一般のお店に対する啓発についてというご意見をいただきましたが、事務局のほうはいかがでしょう。

○高橋次世代サポート課長

大変、ありがたい指摘だと思います。さまざまな業界団体、先ほど、冒頭説明しましたように、県民運動という中でもご協力をいただいております。またご意見をうかがって、できることは何かということで考えていきたいと思っています。

○西山会長

そのほか、いかがでしょう。

○齋藤委員

齋藤と申します。こちらの今年度拡充などする主な施策というところで、教員の指導力向上で学校ミニ研修会や外部講師派遣というところがあるんですけども、具体的にその外部講師の方というのは、どういった内容の研修をされるのかというのを教えていただきたいなと思いました。

○保健厚生課 豊森課長補佐

保健厚生課の豊森と申します。外部講師の方につきましては、産婦人科の先生ですとか養護教諭をご退職されたOBの方など、もともとその性に関する指導の専門的知識のある方をお願いしております。例えば性感染症であるとか、性的マイノリティに関することですとか、若者の妊娠に関することなど、特定のピンポイントに課題を絞った内容について研修を行うことにしております。

○齋藤委員

私もこういった仕事をしている中で養護教員の友人なども多いんですけども、やはりやりたいという現場の方、先生がいらっしゃってもなかなか学校のほうでそういったところが抑制されてしまう、性教育自体がちょっとそこまでやる必要ないんじゃないかというような学校の雰囲気もあるというようなお話も聞いています。そういった研修会の中であるとか外部講師派遣の中で、学校でどのような性教育を取り組むべきかというようなお話というのは何かされているのでしょうか。

○保健厚生課 豊森課長補佐

基本的には学校の中で希望するその講師のテーマがありまして、それと基本的には職員向けに対する研修会ですので、その学習指導要領等にあまり束縛を受けることなく、自由な研修会をしていただきたいと思います。紹介といいますか、コーディネートをさせていただいております。

○西山会長

よろしいでしょうか。では宮澤委員さん。

○宮澤委員

宮澤です。性被害というのは、一度遭うと一生ということ、子どもたちにとって大きな暴力だと私は捉えています。チャイルドラインでも性暴力に遭ったという子どもたちからの声を聞いています。全国の子どもたちが入ってくるということで、特定できないんですけれども、長野県は3位ぐらいに入っています。

その中身なんですけれども、家庭での性被害に遭っている子どもが非常に多いということ。それから、その子どもたちが例えば自分が被害に遭っているという認識を受けていない。それがために、外に出て行かないケースがかなりあるのではないかと私は思っています。

特定できないということ、これはチャイルドラインの限界なんですけれども、名前を名乗らなくていいという約束のもとに受けていますので、本当に必要があればこちらからということもありますけれども、やっぱり子どもたちは他人に知られたくない。

それから例えば親権者、お父さんとかその身近な人、兄弟などでは外に出ると困ること。そういう子どもの気持ちというのを私たちは感じております。これは、私たちCAPでも、子どもたちの前に出てそういう被害、要するに性暴力ということがなかなか入らない教育のもとで、これはとても大事だよという話をしています。

子どもたちが小さいころから育っていく段階で、自分は大切なんだよというメッセージ、それが自己肯定感にかかわってきますけれども、そういう教育が非常に欠けているのではないかなと思います。

家庭の中でもかなり孤立している状態が続いています。それから私たちファミリーサポート事業もしておりますけれども、本当にゼロ歳から預けて、お母さんたちが働いている現状が今、現実になっております。そういう中では本当に親も精いっぱい、それから子育て、それから子どもに何か問題が起きたときにどういうふうな相談をすればいいのか、対処をすればいいかということが非常に置き去りにされているかと思えます。

私たちチャイルドラインももう10何年間、県の協力を得ながら子どもたちに、何でもいいよ、話していいよということでやっています。けれども、子どもたちの環境がもうスマホとか、固定電話がないお宅がかなりあるんですね。そうすると、例えば家で何か思ってかけたいときにもかけられない。それから身近な人に相談ができないということになると、それが引きこもりなり、不登校なり、いろいろな問題を生み出しているのではないかなと思います。ですから、やっぱり親の環境、かなり変わってきている環境をどうするか、それから一番子どもに身近にいる環境づくりをどうしていくかというのが、今、求められているのではないかなと思います。

それから、子どもたちにも、自分が被害に遭ったことを言ってもいいんだよということ、どこで教えていくのか、それから身近な家庭の中での子どもとの環境をどうつづけていくのか、地域はどうなのかということ、かなり課題が多いのではないかと感じております。

○西山会長

ありがとうございました。では、山本委員さん。

○山本委員

山本でございます。県のほうもいろいろな相談体制を充実させていただいて、りんどうハートながのにしても、子ども支援センターにしても、学校の先生もそうだと思うんですけども、さまざまな相談を受けていらっしゃると思います。

ただ、そういう中で、相談の内容自体も年々複雑化したり、なかなかスパスパッと解決できないような相談が増えているものですから、相談を受ける相談員の方たちが疲れてしまっている。もちろん、その人たち対象に研修会を開いたり、そういうこともやっちらっしゃると思うんですけども、やはりその方たちのメンタルの面で支えていかないと、せっかく電話をしても何かちゃんと聞いてもらえなかったんじゃないかみたいな子どもの不満足感、あるいは親御さんや関係者の不満足感、こんなだったらかけなければよかった、せっかくかけたのにみたいなことがあるのが一番危惧されるんです。

ですので、やはりハード面の相談体制は大事ですし、学校の先生たちがいろいろなことで受けられるようにする、そういった研修も大事なんですけれども、やはり学校の先生も、いろいろなことで手一杯になっている。なおかつ、また新しいことで情報モラルだ、性教育とか、学校の先生にすると、負担感だけが、何というんでしょうか、高まっていったらまずいと思ひまして。

ぜひ私は要望したいんですが、相談に携わる人に対して、スーパーバイズと言いますか、単に知識だけじゃなくて、今、相談員が抱えている問題をどうやって解決して、どうやって自分ひとりだけで抱え込まなくていいのか、そういったことができるように、何か事業としてしっかりお金をつけて打ち出していただけたらと思います。以上でございます。

○西山会長

ありがとうございました。では、お願いします。

○小山委員

小山です。よろしくお願ひいたします。

子どもを性被害から守る条例が制定をされて一定の期間がたちました。私が不安に感じるのは、今、山本委員からありましたように、携わっている方は本当に、大きな負担感の中でいろいろなことを抱えながらご自身も悩むぐらい負担を背負っています。一方、まさに県民運動の推進とありますが、県民意識としてこの性被害を守る条例というもの、あるいは性被害ということについて、身近に迫る課題として社会としてしっかり捉えきれているのか。つまり性被害を守るための条例、この県からは一人も性被害に遭う子どもを出さないんだということについて、しっかり県民意識が醸成できているのかということについては、私は、我々県議会も頑張らなければいけません、やや不安を持っています。そういう意識についてのしっかり指標を持ちながら、それを高めていくための工夫をしていただきたいと思います。

それから予防という観点で、先ほど宮澤委員からもありました自己肯定感ということも含めて、自分自身がしっかり大切な存在なんだという意味での人権教育、あるいは性教育という面でのライフデザインセミナーと、いろいろなお取り組みをいただいておりますが、

このことについて偏りが無いかというんでしょうか。しっかり全体に行きわたるようになっているかということについて、しっかりケアをしていただきたいと思います。

いろいろな教育、CAPとかも補助金が出るんですよね。そういうものが受け身じゃなくて、待ちの姿勢でなくて、やりたいという人が来たら補助金を出して頑張ってくださいじゃなくて、県民から盛り上がってくるような、そんな取組をお願いをしたいと思いました。

それから、りんどうハートながのですけれど、70何件寄せられています。私はまだ相当、潜在化があるんじゃないかという疑いを持ってかかるべきだと思っています。このような相談、寄り添う場所があるんだとか、周知ということについては先ほど来、意見が出ています。今日お配りいただいたりんどうハートながの概要についての資料の中に、連携のイメージ図があり、りんどうハートながのから提携病院につなぐ、提携病院4カ所とあります。これについて私が思いますのは、ほかの県の支援センターを見ると、いわゆる提携病院、あるいは協力病院は70幾つあり、提携ではなくて協力とか、この病院からつなぐとか、そのようなことが行われています。

それから、ここには書いてありませんが、市町村、基礎自治体の市町村との被害者支援センターについての認識というものについて、しっかりと行き渡るような工夫をお願いしたいと思います。市町村との連携だけ、どのように対応されているのかお聞きをして終わりたいと思います。

○西山会長

では、その部分だけお願いいたします。

○山田人権・男女共同参画課長

市町村との連携では、個別の事案の中で、福祉の部分とかでもつなぐ部分があればもちろん対応させていただいているところでございます。

○西山会長

ありがとうございました。非常に活発なご意見、ご提案をいただきました。時間の関係もありまして、また後で時間があれば、また戻ってもかまわないんですが、おそれいりますが、次の議題のほうに進めさせていただきます。

(2) 子どもの貧困対策について

○西山会長

では、2番目の子どもの貧困対策につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

○稲玉次世代サポート課企画幹兼課長補佐兼次世代企画係長

次世代サポート課の稲玉と申します。

まずお手元の資料3をご覧くださいと思います。冒頭、佐藤部長のあいさつにもありましたように、県では今年3月に長野県子ども・若者支援総合計画を策定いたしまし

た。資料はその概要版になります。

1枚おめくりいただきまして、今回策定しましたこの計画でございますが、策定の趣旨にありますように、次代を担う子ども・若者を結婚、妊娠、出産、幼少期から青年期まで、切れ目なく社会全体で支え応援するための取り組みということで、県、市町村、及び県民の皆様と協働する取り組みを総合的にまとめたものでございます。

計画の特徴でございますが、これまで子ども・若者分野の計画につきましては、子ども子育て支援の関係の計画、また青少年の健全育成といった観点での計画、及び子どもの貧困対策という計画がそれぞれございましたが、これを総合的に切れ目なく推進するという意味で一体化したところでございます。計画の策定に先立ちまして、この後、説明させていただきます子どもと子育て家庭の生活実態調査を行ったところでございます。

なお、下の図をご覧いただきたいと思いますが、この計画の基本目標としましては、「子ども・若者の未来の応援」ということで、さまざま課題がある中、戦略的な視点としまして、まず1番目としまして、子どもを産み、育てやすい環境づくりということで少子化対策の歯止め。2つ目としまして、置かれた環境にかかわらず、自分の未来を切り拓ける社会づくり。3番目に、子どもたちの生き抜く力を育むといった、それぞれの戦略的な視点を掲げたところでございます。

2ページの上のほうですが、これは全体の施策を取りまとめたものでございますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

下の施策の展開のうち、緑の枠で囲った部分の2番目になりますが、置かれた環境にかかわらず自分の未来を切り開ける社会づくりの中で、困難を有する子どもと家庭に対する支援の強化の一つとして、子どもの貧困対策を掲げたところでございます。

各委員には事前に計画書の冊子をお送りしているかと思っておりますが、時間の関係で個別の説明は省略をさせていただきたいと存じます。

続きまして、資料4の長野県子どもと子育て家庭の生活実態調査の概要をご覧いただきたいと思っております。

この実態調査でございますが、子ども・若者支援総合計画の基礎資料とするために昨年8月に実施したものでございます。調査対象は小1、小5、中2、高校2相当の16歳～17歳の子どもとその保護者であり、各3,000世帯に調査票を送付したところでございます。

調査の特徴が下にございますが、この調査は、調査対象の家庭を困窮家庭、周辺家庭、一般家庭に分類しまして詳細に分析した、本県では初めてのものとなります。

この分類の仕方でございますが、次の3つの要素から分類しております。まず1番目としまして世帯の所得、2つ目に家計の状況ということで、こちらは経済的理由によりまして公共料金を滞納した経験があるとか、食料品や衣類を買えなかった経験が1つ以上あるというもの、さらには3つ目としまして子どもの経験・所有物で、経済的な理由で特別な経験なり学習機会が提供できなかったと回答した世帯、こういったものを調査の設問から捉え、右下のほうに表がございますけれども、このうち2つの要素に該当するものを困窮家庭とし、いずれか1つに該当したものを周辺家庭、該当しないものを一般家庭ということで整理したところでございます。

3ページをご覧いただきたいと思っております。生活困窮家庭の割合でございますが、全体では、一般家庭が約6割を占め、周辺家庭が15%ほど、困窮家庭が9.3%になっております。

7ページをお願いしたいと思います。今回の調査によりまして、生活困窮家庭の子どもにおいては、生活習慣でありますとか健康面、学習面、さまざまな面で影響が出ているということが明らかになったところでございます。時間の関係で個別の紹介は省略させていただきますが、例えばこの7ページの注目①とありますが、子どもの生活習慣という面では、食生活のところ「平日に朝食を食べない日がある」と答えた家庭が、一般家庭に比べて困窮家庭のほうが多いという状況が見られたところでございます。

9ページをお願いしたいと思います。ここからは健康面への影響でございます。「経済的な理由で、本来であれば子どもを医療機関へ受診させたかったが、受診させられなかったことがあるか」といった設問に対しましては、困窮家庭では「経済的な理由で受診させられなかった」と答えた家庭が約2割にも及んだという結果が出ております。

また、下にある子どもの健康状態ですが、子ども自身が感じている健康状態、あるいは保護者から見た子どもの健康状態、いずれも一般家庭に比べて困窮家庭はよくないと答えた家庭が多いということがわかっております。

11ページをお願いしたいと思います。学習面への影響でございます。子どもに授業以外の勉強時間を聞いたところでございますが、こちらも一般家庭に比べまして、困窮家庭の子どもは「全くしない」、あるいは「30分より少ない」と答えた家庭が多く占めておりまして、特に困窮家庭では約3割の子どもが「全くしない」、あるいは「30分より少ない」と答えた傾向が特に顕著に出ております。

またその下、授業の把握度でございますが、こちらにつきましても、困窮家庭が一般家庭に比べて理解度が低いという傾向が見てとれたところでございます。

次に13ページでございますが、こちらは高校2年生相当の子どもに対する設問で、希望の進学先を聞いたものでございます。四年制大学への進学希望につきましても、一般家庭に比べて困窮家庭は少ないという傾向が見てとれたところでございます。

その下、子どもの心理面への影響でございますが、自己肯定感ということで、子どもに「自分は価値のある人間だと思うか」、あるいは「自分のことが好きか」と聞いた設問につきましても、一般家庭に比べて困窮家庭は低い傾向が見てとれたところでございます。

18ページをお願いしたいと思います。注目の⑥でございます。県や市町村などで様々な貧困対策が行われているところでございますが、そういった対策が、支援が本当に必要とされる家庭に届いているかということでございます。例えば生活保護制度の利用について尋ねたところ、困窮家庭につきましては約2割の家庭で利用の仕方がわからなかった。あるいは、制度等について全く知らなかったと回答していることがわかりました。また、子どもに関する施策の情報の入手先ですが、学校からの情報の入手が割合として高いということが見てとれたところでございます。

19ページをお願いします。公的な相談窓口の利用状況を保護者に対して尋ねたものでございます。市町村の窓口、あるいは民生委員、児童委員に対してでございますが、こちらも困窮家庭では相談したかったが抵抗感があった、また相談する窓口や利用方法がわからなかったと回答する家庭が一般家庭に比べて多くなっていることがわかったところでございます。

個別の説明は以上とさせていただきます。今回とりまとめました生活実態調査でございますが、ページ数としますと約140ページになっております。また、今後は関係各部署がそ

れぞれにこの実態調査の結果を分析、評価をいたしまして、今後の施策の見直しでありますとかといったところの検討につなげていきたいと思っておりますのでございます。

簡単ではありますが、私のほうからの説明は以上とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○西山会長

ありがとうございました。ただいま説明がございましたが、子どもの貧困対策として取り組むべき施策などにつきましてご意見、ご質問などありましたら、よろしくお願いいたします。

○木村委員

先ほどの資料を見たときに思ったんですけれども、医療機関にかかるときに、市町村によって違うと思うんですけれども、とりあえずお金を医療機関に払わなければいけなくて、それから医療費が戻ってくるという形のところもあると思いますので、そういったところをなるべく、窓口で支払わないようにするというのを進めていただきたいと思います。

今の資料から見ましても、相談するところがわからないということ、実際の私たちの周りでも、どこに何を言っていったらいいかわからない、何があるかわからないということが多くあります。先ほどの性被害のこともそうなんですけれども、さまざまな場所に窓口へつなげるということを何とかつくっていただきたいと思います。学校からそういう窓口につなげるとか、あとは支援している、例えば子どもカフェですとか、そういったところをやっている方たちに情報を提供するとか、そういった形のものを進めていくことで、少しずつ浸透していくのではないかなと思います。

○西山会長

ありがとうございます。最初のほうの医療費の窓口のことについて、何か事務局、ございますか。

○高橋次世代サポート課長

医療費の窓口での負担の話ですけれども、今年の8月から中学生までのお子さんに対しましては、窓口負担は市町村によってちょっと違うんですけれども、1月当たり500円、あるいは300円、あるいは全くかからないといった形に変わります。そういったことで、この貧困の調査で出てきた、その当面、今でいう3割負担が払えないから病院へ行かなかったというものは大分、改善されるんじゃないかと期待されています。

実はこの長野県の調査、ほかの県と比較できるようにしております。比較できる対象のところでは東京都があるんですが、東京都は窓口負担がないということで、この項目はかなり低い数字が結果として出ているので、そういった面ではかなり改善されるのではないかと予想しているところです。

○西山会長

ありがとうございました。そのほかいかがでしょうか。

○山本委員

私はこの調査を見まして、本当にすばらしい調査をしてくださったなと思っております。

よく貧困というのは経済的な問題だけじゃなくて、その子どもに対しての心理的な問題、あるいは社会的な問題、子どものいろいろな交友関係だとか、もう文化的なことから始まって多岐に渡ることが子どもの貧困の中でも一番大きな問題だと思います。単にお金がなくて食べるものも食べられないというわけじゃない、特に相対的貧困と言われているんですけども、まさにそのことが今回の調査で如実に現れていると思いました。

先ほど事務局の方がこの概要について説明してくださったんですけども、私が県のホームページなどで報告書の全体も前にも拝見させてもらったんですが、その中で私自身が一番印象的だったのは、困窮家庭のお子さんほど、何か困ったときに、要するにインターネットとかSNSだとか、そういうので相談をするという割合が少し高かったんですね。この調査そのものが回答率が3割ということで、決して高い回答ではないので、全体の数が少ない中でその困窮家庭が3%で一般家庭が1%で、どれだけ差があるのかというと、ちょっとまた難しい話になってしまうかと思います。ただ想像するにも、どうしても経済的に苦しかったり、あるいはひとり親家庭であったりすると、親御さんも生活そのものに忙しくて、子どものことに目をやるゆとりなんて多分ないと思うんです。そういう中で、お子さん自身がちょっと困ったりしたことがあってもなかなか親御さんには相談できない。こんなことを言ったら忙しい親に迷惑をかけると思うかもしれないし、ちゃんと話を聞いてくれないかもしれない。そういう中で、先ほどの性被害の話ではないんですけども、SNSなんかで知り合った、ちょっと親切そうな知らない人を信じてしまったり、話を聞いてもらうということについていってしまったり、みすみすそういう危ない目に遭ってしまふ。

ですので、ではどういう施策をとったらそういうことが解消できるのかというと、なかなか難しい問題だと思います。少なくとも、子どもを取り巻く人たちというのは常にアンテナを高くして、自分の周りにお子さんたちが、はたから見ると、別に貧困とか困窮家庭ではないのかもしれないけれども、でも何か、何というんでしょうか、例えば子どもの居場所に誘うとか、さりげなく声をかけるとか、近所の方が、何々ちゃん元気かなとか、何かそういった声をかける。昔の貧困みたいに汚い格好をして、もう本当にやせ衰えていけばわかるんですけども、今の貧困というのは見えない貧困というぐらいですから。

ですので、そういったことを、一般県民の方も学校だとかその子どものいるいろいろな場所でキャッチする。それで、その子どもに対していかにそういうところのネットワークにつなげるかというのを、それぞれの立場でみんながまさに連携しながら考えるということかなと思います。まとまりませんが、以上です。

○西山会長

ありがとうございます。そのほか関連したご意見でもかまいません。では宮澤さん。

○宮澤委員

子どもの貧困とか子どもの問題は本当に地域や身近で起こっています。私の地域もそう

なのですが、新興住宅街だと本当に見えない。子どもがどこにいるのかなと、お洗濯物も出ていない世の中になってきましたので。

そういう中で、多分、今の仕組みの中で児童民生委員とか、地域にそういうことを考える組織が必ずあると思うんです。諏訪の場合もそうなのですが、地域で起こっていること、それから地域の子どもたちに目を向ける、そういう人たちのきちんとした情報交換の場とか、それから仕組みをもう一回、徹底してほしいと思います。

役員がかわりますので、すごく熱心な方のときにはいろいろな情報が私にも入ってきます。ところが、たらいまわしてみたいに大変だからといって、そういうふうに受けましたけれども年に何回かしか出ないという、それでその自分の地域すら知らないという現状があります。

せっかく県とか市町村の施策なりが本当に末端まで届かないと、何の意味もないのではないかなということに非常に感じています。私も無力感で、自分のやっていることもそうなんです。

本当に今、昔では考えられないようなところまで子どもたちに目を向けなければいけないということなので、民間の力、それから行政だけではなくて、どうやって地域で子どもたちを育てるのか、それからいろいろなことを、本当に使えるような仕組みをつくっていただきたいということと、理解をもう少し浸透させることが大事じゃないかなと、今、感じております。

○西山会長

今、複数の委員から、現場といいますかフロントのところできかに手を届かせるようにするかということだという意見をいただきました。事務局で何かございますか。

○佐藤こども・若者担当部長

いろいろな御意見、ありがとうございました。

相談がなかなかできない、相談につなげたいという思い、それから相談を受けている人たちをやっぱり大事にしていかなければいけないというお話や、家に固定電話がないお子さんが今は多いというお話もございました。県では子ども支援センターで子どもからの相談を受けています。昔のイメージだと、親がいない間にこっそり子どもが固定電話でかけてくるという感じだと思いますが、固定電話がないという昔と大分変わってきたこの状況を行政側がきちんと本当に受けとめ切れているのかなということも、反省を込めて思ったところでございます。ありがとうございます。

○西山会長

それではそのほか、委員の皆さん、どうぞ。

○矢澤委員

私は公民館に勤めています。上田市の公民館では地域の方が自主的に学習課題を見つけ、懇談会を開いています。その中で、最近、貧困について学びたいという地域があります。私はちょっと勉強不足で、どのような資料を用意したり、どのような講師の方をお招きし

て貧困について考えたらいいかということが計画できずに、ここ2～3年、過ぎておりました。今日、この資料を見せていただいて、こういう実態があるのだなということを改めて感じました。

例えばこの資料を読み解く学習会、そういうものだったら地域でもできるかなと。一番支援が必要な人にその情報が届かないという現状があって、例えばこのデータとかも、ネットにはアップされていると思うんですけども、そのネットの情報をとりにいけない。けども、地域の人でも心配している方はいらっしゃるけれど、こういうちょっと難しく、小さい字ばかりだと読めない。だけれども、わかりやすく説明すれば、こんなことがあるんだ、長野県というのはこうなんだ、そうしたら上田市でもこうだね、この地域でもこうかもしれないと身近に感じることもできるかなということで、私もこの資料を使って学習会を計画したり、啓発していければと思います。例えば県でこのデータをもとに、地域に出前講座に行つて貧困のことについて考えると、講師を派遣していただくとか、そんなようなことはできませんでしょうか。

○西山会長

いかがでしょうか。

○稲玉次世代サポート課企画幹兼課長補佐兼次世代企画係長

ありがとうございます。私も今回、こういった生活実態調査をやつて初めて貧困の実態というのが明らかになったのかなと思っています。ただこれを我々行政だけで持つていてはもったいないと思つており、やはり県民の皆様にも広くご理解いただくことが大事だと思つております。

そういう中で、おっしゃるとおり、県では県の施策について、ご要望に応じて出向いて説明する県政出前講座という制度を持つております。その中の一つのメニューとしまして、今回のこちらの実態調査につきましても説明させていただくようにしております。

既に何件かお問い合わせ等もいただいております。そういったお話がありましたら、説明に出向きたいと思つておりますので、よろしくお願ひいたします。

○矢澤委員

ありがとうございます。

○高橋次世代サポート課長

あと、このデータですけれども、ちょっと遅れているんですが、市町村にご協力いただいたものから市町村別のデータも集計して、各市町村にフィードバックするようにしています。

さすがに町村部だと、サンプル数が少なくて統計的には使えないと思つていますが、一定規模の市ですと、その市の状況というの、エクセルのシートでまた分析しなければいけないということがありますが、見えるような形で今、作業をしております。

また、先ほど本調査は他の都道府県とも比較できるように設計してあると申しました。首都大学東京に阿部彩先生という貧困問題に詳しい先生がいらっしゃるんですが、調査の

設計段階でもこの先生にご指導いただいております。調査結果についても、同様の調査を実施した自治体、例えば東京ですとか、千葉県の松戸市ですとか、高知県ですとか、そういったところと対比して長野県の特徴が出てくるかどうかとか、あるいは、都道府県だと外国人籍のお母さん・お父さんというのをもっているんですけども、長野県だけだとサンプル数が少なすぎて何とも解析できない部分を、多くのデータの中から傾向がとれるのではないかということで、引き続きそういったところで情報をもっと生かしていこうということをやっております。

でもいずれにしても、県民の皆さん一人ひとりが貧困という問題が実は身の回りにあるんだと認識していただくためにも、ぜひ活用していただきたいというのが、私どもの願いでもあります。

○西山会長

ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。

○望月委員

長野県だけではないと思うんですけども、今、通信教育で高校を卒業される方が激増しています。その理由はさまざまですけども、その中に、昼間、自分で働かなければならないという、貧困家庭の子どもさんたちがとても多いという現状が日々、地域をまわらせていただいていると感じているところであります。

先ほどの性被害ともつながるかと思うんですけども、お金を得るために自ら性被害の当事者にならなければならない、なってしまうというお子さんもいらっしゃいます。こちら24ページの長野県の子ども・若者支援の貧困対策というところに、自立就労支援というところにもございますが、こちらは多分、親御さん、ご両親向けの対応などが多いのかなと思うんですけども、疾病などでご両親がどうしてもこれ以上働けないとか、そういったご家庭もあります。子どもさんが自分で働きながら通信教育で高校を卒業するという方に向けまして、安心して安全な場所で、不安のない場所で安全な時間帯にきちんと働けるというようなアルバイトなり、そういったところを探すということを日々、私も一緒に仕事としてかかわらせていただいています。なかなか、それを理解していただけるところもなかったり、マイサポにもよく相談に行くんですけども、高校生の方はちょっと対象にしていないということで、なかなか一緒にというところが難しいところであります。

先ほどの性被害の防止も含めまして、働きながら学校に通って、ここから抜け出そうと頑張っている若者も働き口の安心・安全な場所で、提案していけるようなことも大切だと思います。ありがとうございます。

○西山会長

今の件、事務局のほうで何かございますか。

○高橋次世代サポート課長

ありがとうございます。通信制の高校が非常に増えております。もちろん県でも県立の通信制高校があるわけですけども、そのほかに、私立の通信制高校のサポート校が非常

に増えてきているといった実態がございます。

長野県に本校がある通信制だと、その生徒数はわかります。しかし、この生徒数には、県内の本校以外の県外のサポート校で学んでいる生徒の数も含まれているので、この生徒数がイコール長野県内の生徒数ではないと。あるいは県外に本校がある学校で長野県内のサポート校にいる生徒については、要するに統計上、ほかの都道府県に計上されているということでもあります。例えば何か私どももお知らせするときにも、通信制高校にもお知らせするのですが、県外高校の学校のサポート校がどこにどれだけあるか正確につかめていない。ネットとか検索して一応のリストは持っていますが、つかみ切れていないといった状況があって、その辺、どのようにしていこうかということをしっかり考えなければいけないという課題認識を持っています。

また、先ほどご指摘がありました就労支援の部分で、マイサポは高校生は対象でないということがございました。制度的に児童福祉といわれている領域は、もちろん高校生も入るんですけども、一般の就労支援みたいな福祉というのは要するに高校卒業以降を制度としているということで、高校に在籍していて、高校の進路指導ですとか就職指導が受けられる生徒さんはいいんですけども、何らかの事情でそれがなくなってきた高校生年代になってしまうと、例えば休学して就職を考えようかなと、退学してしまっただけで就職を考えようかなという、教育からも福祉からも制度の狭間になってしまうという領域があるという認識を持っています。

そういった部分をサポートしていただくために、私どもの課も、微力ですけども活動をし、そういった一部を、今日、委員でいらっしゃる望月さんにもお願いしてご苦労いただいております。そういった分野をこれからもっとしっかり考えていかなければいけないと認識しております。

○西山会長

ありがとうございます。今日、まだご発言いただいていない委員の方からご意見、ご感想などを含めてまた続けたいと思います。では、荒井委員、お願いします。

○荒井委員

信州大学の荒井です。3点の意見となります。

1つ目は、調査のデータをご説明いただきましたけれども、子どもの相対的な貧困率をベースとした貧困問題は構造的なものだと考えています。経済的貧困が身体的貧困につながり、精神的貧困とまで言えるような、子どもの自己肯定感に大きな影響を与えるものとなっていて、それが負のスパイラルがとして連鎖しています。こうした構造的な理解を前提として対策を考えていく必要があると思います。貧困対策と一口におっても、栄養面での支援、学力面での支援、就学保障などあらゆる選択肢があると思いますので、唯一の解がない中で、限られた予算でどこに焦点を当てていくかさらに検討を加えていく必要があると思います。

2点目ですが、今回の調査は非常に画期的な調査だと思います。相関関係と因果関係については、再分析の余地がかなりの程度残っていると思いますので、ぜひこの調査データを再分析していく必要があると思います。

3点目は、医療費に関しての対応は、相対的貧困家庭のみならず子育て世帯前提にとつてとても大きな変化になるはずです。従いまして、出産時のPRも含め、広報の仕方もさらにご検討いただけたらと思っています。以上です。

○西山会長

ありがとうございました。では栗田委員。

○栗田委員

初めてこの会議に出席させていただきまして、たくさんの皆さんのご意見、お聞かせいただき勉強になりました。ありがとうございました。

1点、感じたことは、貧困にしる性被害にしる、子どもたちが直接、何か情報発信するすべは、やっぱりインターネット関係だと思うんですが、その辺のサポートがもしかしたら弱いのかなという印象を非常に受けました。

専門学校でも入学したての学生に、インターネットを自由に使うのは責任が伴うという授業もさせていただいておりますけれども、やはりそこで初めて知ったという学生が非常に多いのが毎年の印象であります。

ですので、難しいところもあるかと思うんですが、インターネットでの情報収集というところに視点を当ててもいいのかなと感じました。

○西山会長

ありがとうございました。では田中委員。

○田中委員

田中でございます。よろしくお願いたします。

私、高校の校長の立場でお話をさせていただきますが、半分、教育委員会の中にもおりますので少し言いにくい面もございます。やはり先ほど来、貧困にしる、性被害にしる、相談の窓口をもう少し広げてほしいというご意見が多くあったと思うんですけれども、学校の中では指導する立場にある教員というのは、やはり相談を受けにくい面もございます。

そういう意味で、今広げていただきたいのがスクールソーシャルワーカーさん、それからカウンセラーさんで、その方々がある程度キャッチしていただくことで、我々も認識するところというのが広がってくるのかなと思います。

年々拡充していただいている、文部科学省のほうでも予算を増やしていただいて、スクールソーシャルワーカーに関しては、数年前に比べてかなり広げていただいたので、窓口としては広がっていると思うんですけれども、やはりまだ、現状では教育事務所にいらっしやって、派遣申請を受けて学校に来るという形をとらざるを得ません。

その点、すぐには無理かもしれませんが、もう少し市町村単位なり、学校を訪問して対応していただくという形に拡充していただければなと思います。また、カウンセラーさんに関しては各校に派遣という形が定着してきたと思いますが、こと貧困対策とかになると、カウンセラーさんよりはSSWのほうがかなり有効かなというふうに思っています。

私は高校の立場なんですけれども、小学校へはほぼ地域の子どもさん全員が通っている

ので、小学校ではそういう状況が一番つかみやすいのではないかと思います。ただ、教員のほうではそこまで家庭に入ってつかみにくいというところもありますので、身近に相談できる方としてSSWがもう少し増えていただくとありがたいなという感想を持っております。心の支援課でご苦労いただいていることと思いますが、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

○西山会長

今のスクールソーシャルワーカーの拡充について、何か事務局、ございますか。

○心の支援課 内川指導主事

すみません。担当ではないので詳しいことはわかりませんが、年々、そういった要請を受けて努めております。

○西山会長

ありがとうございます。まだ時間は若干ございますので、どうぞご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○木村委員

先ほどの貧困対策ですが、実際の現場というか、居場所を運営したり、支援をしています。そのときにボランティアで活動しているところがほとんどで、貧困家庭からはもちろんお金をとれないというか、親御さんも少ない金額でのカンパという形にしても、それも支払っていただけない。私たちも内情を知っているので、お金を請求することもできないんですけれども、やはり運営ができなくなってしまうことがあります。

先ほど相談している方たちへの支援というお話がありましたけれども、相談や居場所、学童保育や子ども食堂などを行っているそれぞれの現場では、皆さんが本当に苦しい思いをしながら支援しているというところがあります。学習支援なんか、100円でも200円でもお金がかかると子どもたちは家族に遠慮して来ないんですね。特にその貧困家庭とわかる場所に何らかの、例えばお金をいただけるとか、何かの対策でそういったことが少しでも解決すれば、そういった家庭も来られるんじゃないかなということで、そういったところを見ていただけたらなと思います。

○西山会長

ありがとうございます。齋藤委員いかがでしょうか。

○齋藤委員

性被害のこともこの貧困家庭のこともそうなんですけれども、対処療法になってしまうことが多くなればなるほど、行政は大変になると感じます。

貧困でいいますと、例えばうちのスタッフなんか新卒でうちに就職すると、もう既に300万円なりの奨学金の借金を抱えて働くなんていうこともあるわけです。要は普通に当

たり前の生活をしている人の中でも借金を抱えている人はこれだけいるということは、貧困の予備軍というのはどんどんどんどんつくっているなと思います。性についてもお金についても、人間生活に切っても切り離せないものにもかかわらず、学校であまり教わることがないというのはやっぱり歪なんではないかと感じております。

デンマークなんかだと、性教育は全て、等しくどの子どもたちも受ける。なぜならば、必ず人が通る道だからというようなこともあるらしいですね。なので、教育活動を県全体でしっかりやっていくという方法とともに、サポート体制を二重、三重でつくっていく。その中でも、一番最初には教育活動をどれだけ充実できるかということが重要なのではないかなと思いました。ありがとうございます。

○西山会長

ありがとうございました。小山委員いかがでしょう。

○小山委員

子どもの貧困は、見ようとしなければ見えないという傾向があるんだと思います。その見えにくさをいかに解消していくかという部分について、施策についても知恵を絞っていただきたいに思います。

今、田中委員からもありましたとおり、子どもの変化をキャッチするプラットフォームとしては、学校の役割というのは大変大きいと思います。そんな中で、学校で抱えこんだり、担任で抱えこんだりということがないように、しっかり社会資源につなげていくための仕組みづくりという意味で、学校、あるいはスクールソーシャルワーカーという部分の強化をしていただきたいに思います。

それから、構造的問題というご指摘が荒井委員からもありました。日本の教育をめぐる予算は、最低の教育予算で最高の学費なんていう表現もされています。国の仕組みもありますが、長野県はそういった構造的課題を超える県なんだというぐらいの気概を持って踏み出していきたいに思います。

○西山会長

ありがとうございました。アンケートの本体を見ますと、「これからの支援制度を利用することに何か興味がありますか」という設問があって、そこに学校が行う補習とか、学校以外の場所で行う学習支援というのがありました。

あと、国が高等教育の無償化というのを進めてはいるんですが、危惧されるのは基本は義務教育のところでの学習習慣であり基礎学力といったことで、小学校5、6年生で勉強がわからなくなるというようなデータもあります。わかった、できたというような達成感ですね、そのあたりがまた自己肯定感とつながるのかなと思います。

先生方の働き方の問題もあるのでなかなか難しいんですけども、この学習支援をどう展開していくかといった問題。それから、あと居場所という問題でいいますと、何年か前に大阪にある大空小学校というドキュメンタリー、「みんなの学校」というのがありました。誰も排除しない。そして必ず居場所があるということで、さまざまな困難を抱えた子どもたち、家庭が、その学校に引っ越してくるというようなところがあったりする。地域との

結びつき方だとか、学校の先生以外の方のさまざまな支援・協力もあったり、また、そのような学校プラットフォームにというご意見もありましたけれども、そのあたり、新たな問題に対する新たな形というものを考えていかななくてはいけないのかなと思っております。私、何かまとめたような感じになってしまいましたが、まだ時間はあります。今日の議題の1、2を含めて何か言い残したこと等があればお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

○木村委員

先ほどの性被害のところであったんですけども、インターネットの教育というか学校の教員の方に対する研修についてです。中高ということでやっていらっしゃるということなんですけど、小学生もスマホを持っている人は少ないかもしれないんですけど、親のスマホを使ってということは必ずあると思います。

ですから、例えばそういう相談が学校に来たときに教員の方たちが受けられるということも必要だと思いますので、小学校も対応していただきたいと思います。

○西山会長

ありがとうございました。そのほかいかがでしょうか。

○矢澤委員

今、西山会長がおっしゃいました学習支援なんですけれども、今、信州型コミュニティスクールの地域に開かれた学校づくりということで、地域のボランティアが学校に入っております。私の地域では放課後、学びの時間とかドリルの時間がありまして、地域のボランティアさんたちが入っています。ただ、外国語活動が入ってきた関係で、またカリキュラムが変わりまして、学びの時間、ドリルの時間が週2回とれたのが1回になってしまいました。ボランティアさんたちはもっと行きたいんですけども、学校が、もう3年生から6時間授業になってしまうという現状がありまして、すごく難しい現状なので、地域としても何かいい方法を学校と考える必要があるかなと思います。以上です。

○西山会長

ありがとうございました。よろしいでしょうか。

では、ありがとうございました。非常に活発なご意見、ご提案をいただいたと思います。まだまだ時間があれば、さまざま意見があろうかと思いますが、時間が迫ってまいりましたので、本日の議題を終了させていただきます。ありがとうございました。

6 閉 会

○次世代サポート課 原課長補佐

西山会長、ありがとうございました。

次回の開催でございますが、今のところ来年3月の開催を予定しております。改めて日程を調整させていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

では、これもちまして青少年問題協議会を終了いたします。お気をつけてお帰りください。ありがとうございました。